

中心市街地にぎわいイベント事業補助金 補助対象経費

No.	経費区分	対象となる経費の例	摘要
1	報償費・ 謝礼	・賞品（景品） ・出演者等に対する謝金	・賞品（景品）の総額は、総事業費の20%以内 【対象とならない経費】 ・補助対象者の構成員に対する報酬等人件費 ・謝金以外に渡すお土産代
2	旅費	・出演者や専門的知識及び技術等を 要する者等への事業実施箇所まで の往復の交通費及び宿泊費	・航空料金、鉄道料金、高速バス料金、高速道路 料金等は実費相当額とする。なお、最も経済的 で合理的な経路により算出したものに限る。 ※ビジネスクラス、グリーン車等の追加料金部分 は補助対象外とする。 ・宿泊費は一人一泊につき朝食代、夕食代を含め 19,000円を上限とする。 【対象とならない経費】 ・イベントへの参加者の交通費及び宿泊費 ・国外への旅費 ・市外での宿泊費
3	消耗品費	・1品あたり3万円未満の事務用品等 の消耗品購入費用	【対象とならない経費】 ・備品と解されるもの（1品あたり3万円以上）。
4	印刷製本費	・チラシ、ポスター、パンフレット 等の印刷製本費	
5	委託料	・会場等の警備費 ・音響機器のオペレーション ※外部事業者に委託する場合に限る	【対象とならない経費】 ・イベントに係る全ての業務を外部事業者に委託 する場合
6	広告料	・看板等の作成費 ・情報誌等への掲載費用	
7	使用料・ 賃借料	・機器・機材等のリース料 ・イベント会場の使用料	【対象とならない経費】 ・補助対象者の事務所として使用する施設の使用 料・賃借料
8	保険料	・イベント保険掛金 ・ボランティア保険掛金	【対象とならない経費】 ・参加者が任意で加入する保険掛金
9	通信運搬費	・文書等を送付するための切手代、 郵送料、宅配料 ・事業実施箇所までの備品等を運送 業者等に依頼した場合の運搬費用	【対象とならない経費】 ・補助対象者の構成員等の事務所における通信に 要する経費（電話、ファックス、インターネット 料金）
10	手数料	・金融機関に支払う振込手数料 ・官公庁等の許可等に係る手数料	

No.	経費区分	内容	摘要
11	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試食会やイベント等で提供する食材等の購入費用 ・ 会場設営等に必要木材等の購入費用 	
12	光熱水費・燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、電気、ガス、燃料等の経費 	<p>当該事業用と明確に区分でき、算出根拠が明確であるものに限る。</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者の構成員等の事務所における光熱水費 ・ 補助対象者の構成員の移動や運搬作業等に伴う燃料費

○対象経費は、補助対象事業の経費であることが明確に区分でき、算出根拠が明確であるものに限ります。

次の経費は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 団体、事業所等の運営経費と認められるもの
- ・ 経常的な活動に要する経費と認められるもの
- ・ 会費を徴収して実施する飲食を主たる目的とした会合等の当該食糧費
- ・ 団体、事業所等の構成員に対する報酬等人件費
- ・ 他の団体等又は他の団体等が行うイベント等への負担金補助及び交付金
- ・ 補助事業により生じた利益等の分配金
- ・ 事業の経費であっても、補助対象者の運営に関する経費と区別ができないもの。
- ・ 領収書の写し等の支払いが完了したことを証明できる書類を添付できないもの。
(品目が明確に確認できない領収書の写し等は認められません)
- ・ 備品や資産の購入。
- ・ その他、市が経費として認められないもの。